

市議会定例会提出議案（藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2007年（平成19年）11月 9日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この条例を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正について
藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部を次のように改正する。

2007年（平成19年）12月3日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部を改正する条例

藤沢市秩父宮記念体育館条例（平成8年藤沢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,200円」を「2,400円」に、「1,900円」を「2,000円」に、「1,200円」を「1,300円」に改める。

別表第3中「1,000円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の藤沢市秩父宮記念体育館施設等の使用について既に許可を受けているものの利用料金については、改正後の藤沢市秩父宮記念体育館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、秩父宮記念体育館の施設の利用料金について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額の上限額を改定する必要による。

藤沢市秩父宮記念体育館条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第2(第6条関係)				別表第2(第6条関係)			
施設の名称	団体使用			施設の名称	団体使用		
	使用区分	単位	金額		使用区分	単位	金額
サブアリーナ		1回	2,400円	サブアリーナ		1回	2,200円
武道室(多目的室)	2分の1使用	1回	1,000円	武道室(多目的室)	2分の1使用	1回	1,000円
	全面使用		2,000円		全面使用		1,900円
弓道場		1回	1,300円	弓道場		1回	1,200円
別表第3(第6条関係)				別表第3(第6条関係)			
付属設備の名称	付属設備の設置されている施設	単位	金額	付属設備の名称	付属設備の設置されている施設	単位	金額
冷房設備	メインアリーナ	1時間	4,500円	冷房設備	メインアリーナ	1時間	4,500円
	サブアリーナ		1,100円		サブアリーナ		1,000円